

2022年4月から中小企業も義務化されています!!

パワハラ防止法対策

労働施策総合推進法(パワハラ防止法)の概要と改正ポイント、企業対応について



近年、職場におけるパワハラが問題になっていますが、企業には職場におけるパワーハラスメントの防止措置が義務付けられており、また、2022年4月からは中小企業も義務化の対象となりました。パワハラ防止に取り組むことは会社の防衛につながるだけでなく、組織の活性化、従業員の満足度向上・魅力ある職場づくり・人材の定着強化など、前向きなメリットがたくさんあり、盤石な経営体質を手に入れることに通じます。本セミナーは、労働施策総合推進法の概要や改正ポイント、そして企業に求められる対応について分かりやすく解説します。

2022年

12月5日(月)

14:00~16:00

主な講座内容

- ①労働施策総合推進法
(パワハラ防止法)の概要と改正ポイント
- ②企業に必要な対応策
 - ・企業を取り巻くパワハラ状況
 - ・職場におけるパワハラとは
 - ・職場におけるパワハラに当たる言動とは
 - ・企業が求められる対応について
 - ・パワハラのない職場づくりのために 等

講師プロフィール

いがらし ゆたか
五十嵐 豊 氏



- メンタルヘルス・パートナーズ 代表
- ・公認心理師 (国家資格)
 - ・キャリアコンサルタント (国家資格)
 - ・産業カウンセラー
 - ・認定心理士
 - ・第一種衛生管理者 (国家資格)

大学卒業後、建設機械メーカー入社。後に親会社コマツに移籍。約30年、人事・労務・メンタルヘルスなどを担当。真岡工場総務部、本社安全・健康推進部、本社人事部などを歴任した後、独立開業。現場実務の経験豊富な講師で、その視点からの講座は評価が高い。現在各地で活躍中。

◆会場 **道北経済センター**
2階大ホール
(旭川市常盤通1丁目)

◆受講料 **無料** (会員・非会員 問わず)

◆定員 **30名** (先着順)

◆お申し込み方法

下記申込欄に必要事項をご記入いただき、

FAXにてお申込みください。

新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、ライブ配信のオンラインセミナーとなります。

〈主催〉 **旭川商工会議所**



12/5(月)開催 『パワハラ防止法対策』 受講申込書

旭川商工会議所 行 ⇒ **FAX:0166-22-2600**

(申込日: 年 月 日)

事業所名		電 話	
所在地		F A X	
受講者名	(フリガナ)	(フリガナ)	

※ご記入頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。